

令和8年度『優良建設工事等表彰』及び『若手優秀技術者表彰』の被表彰候補者を募集します

令和8年3月2日
広島県土木建築局建設産業課
技術企画課

広島県が発注した「建設工事」及び「測量・建設コンサルタント等業務」において「優良建設工事等表彰事務取扱要領（平成24年5月10日制定）」に定める基準等を満たす事業者（優良建設業者、優良建設コンサルタント）及び「若手優秀技術者表彰事務取扱要領（令和3年3月10日制定）」に定める基準等を満たす技術者を募集します。

1 申請方法

- (1) 別紙1～2に定める選考基準を満たす事業者の自薦による「申請方式」とします。
- (2) 次の方法により、申請資料の提出をお願いします。

【広島県電子申請システムによる申請】※紙データの郵送又は持参は不可

広島県調達情報に掲載の様式（エクセルファイル）に必要な事項を記入の上、[広島県電子申請システムにより申請](#)してください。

- (3) 注意点

①令和7年度表彰まで提出していた添付資料等は不要です。

②申請資料はエクセルファイルで提出してください。

③申請資料のファイル名称は、申請する表彰区分により、次のとおりとしてください。

- ・優良建設業者表彰：「工 商号又は名称」 例) 工 (株) ○○建設
- ・優良建設コンサルタント表彰：「業 商号又は名称」 例) 業 (株) ○○コンサル
- ・若手優秀技術者表彰：「若 商号又は名称」 例) 若 (株) ○○建設又はコンサル

<申請窓口>

https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=27932

- (4) 申請期間・期限は、次のとおりです。

令和8年4月1日（水）～令和8年5月8日（金）17：00まで

2 申請状況の確認及び再度申請

- (1) **令和8年5月15日（金）**を目途に、申請があった事業者の一覧を、下記「3（2）」に掲載しますので、**必ず確認してください。**

※申請事業者を掲載するのであって、被表彰者として選定された事業者ではありません。

- (2) 上記「1」の方法により申請したにもかかわらず、上記「2（1）」による掲載がされていない事業者は、**令和8年5月22日（金）17時**までに、下記「5」の問い合わせ先に連絡してください。

- (3) 再度申請については、次のとおりとします。

「1（2）」に基づき、資料を作成し、次の窓口から再度申請してください。

<再申請窓口>

https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=28132

(4) 再度申請期間・期限は、次のとおりです。

令和8年5月25日（月）～令和8年5月29日（金）17:00まで

3 申請様式及び関係資料の掲載箇所

(1) 申請様式

表彰区分	申請様式
優良建設業者	「工―第1号」 及び 「工―第2号」
優良建設コンサルタント	「業―第1号」 及び 「業―第2号」
若手優秀技術者表彰	「若―第1号」 及び 「若―第2号」

(2) 注意点

①優良建設業者及び優良建設コンサルタント表彰

様式内にある「記入例」のシートを参考に、広島県（※1）から受注した全ての建設工事（※2）又は測量・建設コンサルタント等業務について記入してください。

②若手優秀技術者表彰

様式内にある「記入例」のシートを参考に、広島県土木建築局が発注した表彰対象となる土木一式工事（※2）について記入してください。

（※1）：「広島県」とは、知事部局のほか、企業局、病院事業局、教育委員会、警察本部等を含み、公益的法人等（財団、公社等）は除きます。

（※2）：「全ての建設工事」又は「土木一式工事」とは、共同企業体の構成員として施工した工事を含みます。また、路線委託業務、植栽管理業務、維持修繕業務等の委託業務は含みません。

(3) 掲載箇所

広島県の調達情報 （ <https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/index.html> ）

トップページ > 入札・契約制度 > 優良建設工事等表彰関係

4 その他

(1) 申請をしなかった事業者については、表彰の選考は行いません。

(2) 申請内容に虚偽等が認められた場合は、申請を無効とすることがあります。

(3) 優良建設業者及び優良建設コンサルタントの「特別表彰」については、申請のあったものを対象に県において選定します。

(4) 被表彰者に選定された事業者には、**令和8年7月中**に、メール等により通知する予定です。

5 問い合わせ先

（若手優秀技術者に関して）

広島県土木建築局建設産業課（建設業グループ）（TEL）082-513-3822（ダイヤルイン）

（優良建設業者及び優良建設コンサルタントに関して）

広島県土木建築局技術企画課（技術指導グループ）（TEL）082-513-3865（ダイヤルイン）

**表彰区分『優良建設業者』への応募（申請）は
次のすべてを満たしている必要があります**

- 1 主たる営業所を県内に有すること。
- 2 令和 7 年度に県へ引渡しをした最終契約額（税込）1,000 万円以上の工事において、業種別に定める基準点（85 点～87 点）※¹以上の成績評定点を付されたものがあること。
- 3 令和 7 年度に県へ引渡しをした工事において、元請負人として 2 件以上の施工実績を有すること（成績評定点の有無は問わない）。
- 4 上記 3 の工事において、成績評定点の平均点が 75 点以上であること。
- 5 上記 3 の工事において、成績評定点が 65 点未満のものが無いこと。
- 6 令和 7 年度に、「建設業者等指名除外要綱（昭和 41 年 1 月 29 日制定）」第 2（1）に基づき措置された指名除外期間の開始日が含まれていないこと。

※1 「優良建設工事等表彰事務取扱要領」の「別表 1」をご覧ください。

**表彰区分『優良建設コンサルタント』への応募（申請）は
次のすべてを満たしている必要があります**

- 1 登記簿上の本店を県内に有すること。
- 2 令和 7 年度に県へ引渡しをした最終契約額（税込）500 万円以上の業務において、85 点以上の成績評定点を付されたものがあること。
- 3 令和 7 年度に県へ引渡しをした業務において、県と契約を締結した 2 件以上の受注実績を有すること（成績評定点の有無は問わない）。
- 4 上記 3 の業務において、成績評定点の平均点が 75 点以上であること。
- 5 上記 3 の業務において、成績評定点が 65 点未満のものが無いこと。
- 6 上記 3 の業務において、広島県測量・建設コンサルタント等業務総合評価落札方式試行要領等に基づく総合評価落札方式を適用した業務で受注者が提出した技術資料に不履行がないこと。
(ただし、発注者からの指示によるもの及びやむを得ない理由による技術者の変更は除く。)
- 7 令和 7 年度に、「建設業者等指名除外要綱（昭和 41 年 1 月 29 日制定）」第 2（1）に基づき措置された指名除外期間の開始日が含まれていないこと。

**表彰区分『若手優秀技術者』への応募（申請）は
次のすべてを満たしている必要があります**

- 1 主たる営業所を県内に有すること。
- 2 令和7年度に広島県土木建築局へ引渡しをした最終契約額(税込)500万円以上の土木一式工事において、基準点(80点以上)以上の成績評定点を付されたもので、工事監理のため、原則として工事の全期間にわたって配置されていた監理技術者又は主任技術者が、従事開始日時点での年齢が40歳以下の者であること。
- 3 令和7年度に、表彰対象工事において、建設業者等指名除外要綱(昭和41年1月29日制定)別表1、6(1)、6(2)、8(1)及び8(3)に該当するとして、受注者が指名除外措置された工事の監理技術者又は主任技術者でないこと。
- 4 表彰年度において、優良建設工事等表彰事務取扱要領(平成24年5月10日制定)に定める被表彰者として選定されていないこと。